

日光国立公園

日光地域生態系維持回復事業計画

令和 3 年 4 月 9 日

農林水産省 環境省 告示第 6 号

1. 生態系維持回復事業計画の名称

日光国立公園日光地域生態系維持回復事業

2. 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間

令和3年3月5日から下記の目標が達成されるまでとする。

4. 生態系維持回復事業の目標

日光国立公園日光地域（以下、「日光地域」という。）は、栃木県日光市及び群馬県片品村にまたがり、日光国立公園の西部に位置し、尾瀬国立公園と接している。本公園最高峰の白根山をはじめ、男体山、女峰山など 2,000m を超える山々が連なり、針葉樹林やミズナラ林等の森林に覆われているほか、中禅寺湖、湯ノ湖等の湖沼、我が国を代表する名瀑である華厳ノ滝をはじめとした多数の瀑布、貴重な湿原植生が見られる戦場ヶ原、小田代原等の高層湿原等が相まって、特色のある傑出した景観を呈している。低山帯から高山帯までの間に、溪畔林やミズナラ・ハルニレの巨木林、ズミの林、高山性草地等の変化に富んだ美しい植生景観が見られる。また、湯ノ湖から戦場ヶ原・小田代原にかけては「奥日光の湿原」としてラムサール条約湿地に登録されており、オオジシギ、ノビタキ等の主に湿地帯に生息する鳥類の繁殖が確認されている。

日光地域には、古くからニホンジカが生息しており、定期的な大雪等の環境的要因によって、その生息数は一定に保たれていた。しかしながら、昭和 59 年の大雪でニホンジカが大量死したことを最後に、積雪量の減少等によって、ニホンジカの個体数が爆発的に増加した。これにより、シラネアオイをはじめとする希少な高山植物や湿原性植物が減少・消失するとともに、林床のササ類等の減少、森林の低木層の消失、樹木の実生の採食、樹皮剥ぎによる樹木の枯死等の森林植生への影響が生じた。

平成 13 年に、環境省が戦場ヶ原を囲む全長約 17km の防護柵（以下、「戦場ヶ原シカ進入防止柵」という。）を設置し、柵内に進入したニホンジカの捕獲等を継続的に実施している。この取組により、柵内の植生は回復傾向が見られているが、柵外のニホンジカの生息密度は依然として高い状況となっており、ニホンジカによる採食等によって、森林の下層植生が衰退している状況が継続している。また、日光地域に生息するニホンジカの一部は、春から秋にかけて隣接する尾瀬国立公園に季節移動し、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の湿原植生や燧ヶ岳及び至仏山等の高山植生にも影響を及ぼしている。

本事業では、尾瀬国立公園との広域連携を図りながら、関係機関が相互に連携・協力することにより、日光地域におけるニホンジカの生息密度を低減させ、適切な生息密度を保つことにより、健全な植生の維持・更新に支障がない状態を維持することを目標とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域

日光国立公園日光地域全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視

日光地域の生態系を特徴づける植物の生育状況及び攪乱要因であるニホンジカの生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的にモニタリングする。

① ニホンジカによる植生影響の把握

ニホンジカによる植生への影響を把握するため、森林群落における下層植生衰退度調査、湿原及び高山における植生調査等を実施する。また、戦場ヶ原シカ進入防止柵内外における植生調査等を実施し、防護柵による植生の回復状況を把握する。

② ニホンジカの生息状況の把握

ニホンジカの推定生息数、増減傾向、分布域、季節移動ルート及び越冬地を把握するため、ライトセンサス調査、自動撮影、発信器の装着による追跡調査等を行う。また、日光国立公園及び周辺地域におけるニホンジカの捕獲数等の毎年のデータを集計・分析する。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ニホンジカを現状より低密度にすることで、植生への影響を低減するため、銃器、くくりわな等によるニホンジカの捕獲を行う。日光地域においては、尾瀬地域との季節移動を繰り返す個体群と日光地域に定住する個体群が生息していることから、上記(1)の調査及びモニタリングの状況を踏まえ、それぞれの行動特性に応じて、捕獲適地及び適期を設定するなど、関係機関が連携して、効果的かつ効率的な捕獲を行う。

戦場ヶ原シカ進入防止柵については、森林及び湿原植生へのニホンジカによる影響が生じないよう適切な管理を継続し、植生の回復を図る。また、ニホンジカの採食圧から植生を保護し、回復させるため、上記(1)により把握した森林、湿原及び高山における植物の生育状況を踏まえ、必要に応じて、防護柵、樹木保護ネット等を設置し、適切に管理する。

なお、ニホンジカの捕獲、防護柵の設置等に当たっては、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物への影響を最小限に留めることに努めるとともに、国立公園区域と隣接する近隣区域における対策と十分に連携を図り、効果的なものとなるよう適切に取り組むこととする。

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニホンジカによる攪乱後に植生の回復が見られない箇所については、上記(1)の調査・モニタリングの状況を踏まえ、効果的な生育環境の改善手法の検討や実証試験等を行う。

(4) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

当該生態系の保護の必要性、ニホンジカによる被害の状況、捕獲等の対策の必要性、本事業の実施状況等について、インターネットやパンフレット、ビジターセンターでの展示等を活用し、地域住民や公園利用者等に普及啓発を進め、本事業への理解と協力をはたらきかける。

(5) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

対策の効果を適正に評価するためのモニタリング手法や新たな防除手法の開発など、より効果的な事業実施に必要な調査研究、実証試験等を行う。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業計画については、5年を目途に事業の進捗状況について点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

本事業の実施に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき栃木県及び群馬県が策定した「鳥獣保護管理事業計画」、「第二種特定鳥獣管理計画」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき日光市及び片品村が策定した「鳥獣被害防止計画」等との整合を図る。

また、国有林野の管理経営に関する法律に基づき関東森林管理局が策定した「地域管理経営計画（鬼怒川森林計画区、利根上流森林計画区）」等との整合を図る。

さらに、「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針（令和2年1月尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会）」等との整合を図る。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等は、本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携・協力して必要な事業を行うものとする。

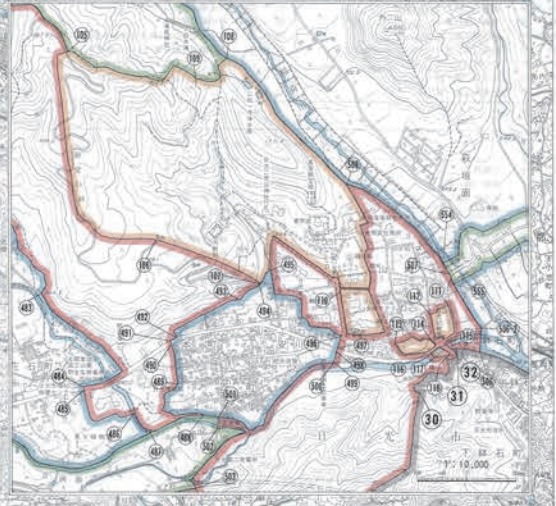
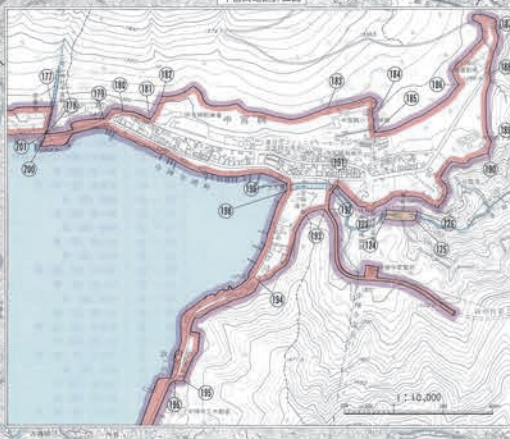
また、本事業における監視や捕獲等の対策結果については、関係行政機関、関係団体等で構成された「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会」等において情報共有を図るとともに、専門家からの評価や助言を受け、随時事業へ反映することを検討する。

日光国立公園日光地域公園計画図(日光市・今市市・足尾町) 栗山村・藤原町・片品村

昭和9年12月4日 内務省告示第569号 制定 特別保護地区の指定
 昭和13年5月13日 厚生省告示第88号 制定 第一種特別地域
 昭和13年5月22日 告示第233号 制定 第二種特別地域
 昭和19年12月22日 告示第214号 制定 第三種特別地域
 昭和22年4月5日 告示第76号 制定 特別保護地区区域変更
 告示第77号 制定 特別保護地区区域変更
 告示第227号 制定 公園区域の変更
 告示第229号 制定 特別保護地区区域変更
 告示第129号 制定 特別保護地区区域変更
 告示第223号 制定 特別保護地区区域変更
 昭和40年11月13日 昭和三十九年告示第41号 昭和三十九年告示第4号の2に基づく河川又は運河の指定
 平成4年1月31日 告示第7号 車馬等乗り入れ規制区域の指定
 平成9年9月18日 告示第30号 区域及び公園計画再検討
 告示第37号



- 保護計画凡例**
- 特別保護地区
 - 第1種特別地域
 - 第2種特別地域
 - 第3種特別地域
 - 普通地域
 - 車馬等乗り入れ規制区域
- 利用計画凡例**
- 集団施設地区
 - 園地
 - 宿舎
 - 避難小屋
 - 休憩所
 - 野営場
 - 運動場
 - スキ一場
 - 車庫
 - 駐車場
 - 給油施設
 - 給水施設
 - 汚物処理施設
 - 博物館
 - 博物館展示施設
 - 車道
 - 歩道
 - 船舶運送施設
 - 索道運送施設
 - 一般自動車道
 - 保留施設
 - 植生復元施設
 - 砂防施設
 - 防火施設



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。